

特 記 仕 様 書

第 1 条 適用範囲

- 1) この特記仕様書は、山梨県県土整備部 土木工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、『市道 1620 号線道路改良工事』の施工に適用する。
- 2) この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
- 3) 本工事の実施にあたり特記仕様書に明示なき事項については、共通仕様書、現場説明事項及び工事協議(打合せ)書によるものとする。

第 2 条 施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書は、現場着工前(30日以内)までに提出すること。
記載項目については、共通仕様書によるものとするが、500万円以下の軽微な工事の場合においては、監督員と協議の上記載事項の一部を省略することができるものとする。その際、緊急時の体制及び対応については、休日であっても不測の事態に対応できるよう連絡先を明記すること。

第 3 条 建設副産物の適正処理

工事の施工により発生するコンクリート塊・アスファルト塊は、廃棄物処理法に基づき該当廃棄物の処分業の許可を取得している再資源化施設で適正に処分すること。

第 4 条 段階確認等

段階確認にあたり、請負者は共通仕様書によるほか、下記によるものとする。

- 1) 段階確認の計画書作成
工事着手前において、段階確認事項を確認、整理し、段階確認予定時期を期した段階確認工程表を作成する。なお、施工計画書作成対象工事においては、施工計画書に含めて提出しなければならない。
- 2) 社内検査の実施
段階確認を受ける前には必ず社内検査を実施し、設計図書どおりの施工がなされているか事前確認すること。また、検査結果を整理し、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。
- 3) 段階確認時の注意事項
段階確認においては、検査(確認)部分の出来形が確認できる資料を事前に作成し、監督員に提出すること。
- 4) 段階確認実施日程
請負者は、段階確認により発注者の確認を受ける必要のある場合については、原則立ち会い希望日の前日までに書面により協議すること。
- 5) その他
段階確認の計画書及び配筋チェックシートについて、監督員の承諾を得た場合は、請負者の様式により管理できる。

第 5 条 工事現場管理

請負者は、工事の施工にあたっては次の事項を遵守するものとする。

- 1) 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3) 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど過積載を助長することのないようにすること。
- 4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。

- 5) 橋梁点検車等の使用については、積載制限重量の遵守、墜落防止対策、運転操作等安全には十分配慮すること。

第6条 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日（4時間）以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- 1) 安全活動のビデオ等の視覚資料による安全教育
- 2) 本工事内容等の周知徹底
- 3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- 4) 本工事における災害対策訓練
- 5) 本工事現場で予想される事故対策
- 6) その他、安全・訓練等として必要な事項

第7条 工事の下請負

請負工事の一部をやむを得ず下請負に附した場合には、その金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出すること。その場合には、施工体系図の写しも合わせて提出すること。施工体系図には、下請け契約にあたらぬ資材等の運搬や輸送、交通誘導警備員等についても可能な限り記載すること。

第8条 工事中の交通及び保安設備

本工事の施工に際しては、道路工事交通保安施設設置基準（山梨県県土整備部、令和6年2月）**D型標準図**により交通誘導警備員及び保安施設を配置するものとする。

必要に応じ保安用の夜間照明設備を設置する等、十分な危険防止対策を施すこと。

また、工事区域内での車両の運行及び歩行者の通行に際しては、通行の誘導、路面の補修に努める等、交通及び保安上十分な措置を講じること。

- ① 交通誘導の時間帯 8：00～17：00 **交替要員有**を基本とする。
- ② 交通誘導期間 施工期間 **14日間（3名／日）** 交代要員含む。交差点部は **5日間（2名／日）** 交代要員含むを追加し、**計52名**を計上する。
- ③ 山梨県公安委員会の指定路線で交通誘導を行う場合は、検定合格警備員の配置（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充てること。

ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員等の変更が必要になった場合は、監督員と協議するものとする。

第9条 再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出

本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は国土交通省HPにEXCEL形式で公開されている様式により作成した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書1部（紙）を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。

また、受注者は、法令等に基づき、再生支援利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

工事完了後は速やかに、当初作成した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を印刷し、**（確認結果票を含む、以下同じ）**1部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データをCD-R等により監督員に提出するものとする。その際、同HPに公開されているチェックソフトにてエラーチェックを行い、結果を印刷したものを提出すること。

なお、作成した工事データは自社で1年間保管するものとする。

※「再生資源利用[促進]計画書(実施書)」は下記方法により入手すること
国土交通省ホームページからダウンロード

URL

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

第10条 排出ガス対策型建設機械および低騒音型建設機械の原則使用

排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、および指定された低騒音型建設機械を使用する場合には、施工現場において使用する機械の写真撮影を行い提出するものとする。なお、指定機械であることを識別するラベルが添付されているので、確認できるように撮影し、監督員に提出するものとする。

第11条 出来形管理

出来形管理基準については、山梨県県土整備部監修『建設工事必携』及びこれに基づく『2. 土木工事施工管理基準及び規格値』を準拠するものとする。

第12条 留意事項

- 1) 施工の際は安全施設等十分設置し、近隣耕作者及び道路利用者の交通安全に十分注意すること。
- 2) 工事で発生する騒音や振動、沿道の取り付け、排水、雨水処理等による苦情が発生しないよう努めること。
- 3) 監督員との協議、段階確認等には協議書等を提出し、図面や数値等でその内容がわかるよう参考資料を添付したうえで2部提出すること。
- 4) コンクリート殻・アスファルト殻の出来形管理は立米管理を原則とする。
- 5) 設計内容にかかわる物はもちろん協議打合せに関する事項は、すべて〔工事打合簿〕によりそのつど処理するものとし、了解・承諾のある前に施工した場合は、受注者の責任により行うこと。
- 6) 本工事において、土木工事共通仕様書による工事測量に基づき起工測量を行い、その結果を監督員に提出するとともに現地の状況を十分把握し安全性、施工性、細部構造等の検討を行い、受注者の責任において施工するものとする。
- 7) 労働安全衛生規則により、労働基準監督署に届けの必要がある場合はその写しを施工計画書に添付すること。
- 8) 受注者は、工事着工前には周辺の地権者・耕作者・役員等立会いのうえ、民地との境界確認、施工方法・施工期間等を説明しトラブルの無いよう施工すること。
- 9) 既設舗装の取壊しについて、舗装版の厚さに相違があり取壊し・処分数量に相違が生じた場合には、協議を行い数量の変更を行うこと。その際には根拠となる資料を添付すること。
- 10) 変更に関する協議の行われていない事項に関しては、請負金額の変更は行わないものとする。(工事請負契約における設計変更ガイドライン(令和6年4月)による)

第13条 残土処理及び土取場について

本工事で発生する土砂(残土処理)については、建設工事の施工における建設発生土は、建設副産物処理基準[4]設計・積算・施工の3. 建設発生土(1)他の建設工事によるものとする。

①搬出先工事名:大坪浸水対策北側樋門設置工事(2工区)(明許)

②搬出場所:笛吹市境川町大坪地内

③運搬距離:5km 以下

④その他条件:なし

第14条 週休2日適用工事

本工事は、本工事は、**週休2日適用工事**として、月単位の週休2日により取り組むことを標準とし、さらに、質の向上を図る完全週休2日(土日)に取り組むこともできる。

1)週休2日の取り組みについては、施工計画書により提出すること。

2)取り扱いについては、令和7年5月1日から適用する「週休2日適用工事実施要領」及び「週休2日適用工事に要する費用の計上について」による。

第15条 工期について

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	40日間
②後片付け期間	20日間
③不稼働日数（雨水率）	1.88
④地域事情による作業不可能期間	0日間
⑤製作期間	60日間

第16条 その他

1)適用工種は『**道路改良工事**』とし施工地域区分については『**一般交通影響有り(2)**』とする。

2)適用単価年月日は『**令和7年6月1日基準**』とする。

3)その他疑義が生じた場合は監督員と協議すること。